

カラオケは生涯学習

2000.3.30
VOLUME
2

Karaoke User Association

カラオケ使用者連盟は、生涯学習の場としての
カラオケ施設利用の促進を行います。
我々カラオケ店は、日本が世界に誇る「カラオケ文化」発
信の担い手です。今直面している問題、解決すべき問題を
皆で団結して考えましょう。

発行／カラオケ使用者連盟
TEL 141-0021 東京都目黒区上大崎2-24-11
自黒西口マンション2号館503
TEL 03-3495-5695 FAX 03-3495-5694

カラオケが「街」が文化の架橋！

両国の相互理解・足進へ向け、中国・新華通訊社へカラオケ機器贈呈！

カラオケ使用者連盟のテーマのひとつである「カラオケ文化の推進」。その理念を実践する意味と、カラオケを通して日本文化の理解を他国へ深めてもらおうとの想いから、中国全土へ日本のニュースを伝える新華通訊社東京分社へ当連盟がカラオケ機器を贈呈しました。

「カラオケ使用者連盟」が中国国営新聞・新華通訊社東京分社に日中友好の証としてカラオケ機器を贈呈。贈呈式には、新華通訊社より王大軍社長はじめ記者の方々が多数ご出席され、当連盟からは毛塚理事長が参加いたしました。

これは中国国営の通信社「新華通訊社」東京分社の新社屋落成に因んで、

日本国内でカラオケの文化普及に努める当連盟に中国側から要請のあったもの。当連盟としても中国における我国情報の発信の担い手である同社記者面々に、まずは身をもつて日本の文化「カラオケ」を十分に理解してもらおうとの意味合いから要請に応じました。

贈呈式当日、新華通訊社より毛塚理事長へ手渡された記念旗には、「カラオケ文化を通して、日中両国互いに理解促進しよう」と記され、挨拶に立った王社長は「報道人として日本の情報を正しく伝えるには、まずはなまつて日本の文化を正しく理解しなければならない。一昔前は日本を理解するにはまず“サシミ”を食べるなどだったが、今は“カラオケ”を歌うこと。日本の文化であるカラオケを当の意味合いから要請に応じました。

社員も理解することによって、強い

日本文化の正しい報道にも役立つ。日中相互理解へ向けた報道発信に、いた

だいたカラオケを是非とも有効に活用

ていきたい」と述べられました。

当連盟が贈り、新華通訊社の多目

的ホールに設置されたカラオケは、来

る21世紀より強固な日中間相互理解

促進に一役かうことになりそうです。



★ 知らせ 著作物使用料の変更について

(社) 日本音楽著作権協会（JASRAC）著作物使用料規定が平成12年4月1日より一部変更になります。
変更点について、我々カラオケ使用者にとって関係のある部分のみを抜粋してお知らせ致します。

●月額使用料（スナック、バー、料理屋、結婚会館等の広間）

現行 改訂（4月1日より適用）

| 区分 | 面積 | ビデオカラオケ | オーディオカラオケ | 改訂額 |
|----|-------|---------|-----------|--------|
| 1 | 5坪まで | 3,500 | 2,500 | 3,500 |
| 2 | 10坪まで | 4,500 | 3,000 | 7,500 |
| 3 | 15坪まで | 7,500 | 5,000 | 7,500 |
| 4 | 20坪まで | 9,000 | 6,000 | 12,000 |
| 5 | 30坪まで | 12,000 | 8,000 | |
| 6 | 50坪まで | 15,000 | 10,000 | |

※改訂後は現行のビデオカラオケとオーディオカラオケの区分が廃止され、区分が3区分に統合されます。

※カラオケ歌唱室（カラオケボックスなど）の月額使用料については、今回変更ありません。改訂については当連盟も今後交渉して参りますが、当面は現在の使用料規定通りで、改訂はありません。

カラオケ使用者連盟が文化庁に意見具申書を提出

前述の通り、4月1日よりJASRACの著作物使用料が変更となります。ただ、変更となる過程では、JASRAC側の変更率に疑問点も多く、当連盟と致しましては、変更案が官報に公告された段階で以下の意見具申を文化庁に対して行いました。尚、本意見具申は3月1日に開かれた著作権審議会の場でも取り扱われました。

文化庁長官 林 英 樹 殿

平成12年2月16日

カラオケ使用者連盟

理事長 毛塚 真之助

社団法人日本音楽著作権協会著作物使用料規程の一部変更要領

に関する意見具申書

当連盟は、平成12年1月20日付官報にて公告された「社団法人日本音楽著作権協会による団体による歌詞」について、著作権ニ閣スル仲介業務ニ閣スル法律規則第7条第4号に基づき、使用者団体としての立場より、下記の通り意見具申を行う。

記

一、本意見具申に当たって

当連盟は、店舗内にカラオケ機器を設置したスタジオやカラオケボックス他、カラオケ歌謡による団体であり、換言すれば、カラオケ歌謡による音楽著作物の利用に関する団体である。したがって、カラオケ歌謡による音楽著作物の使用者団体であると位置付けられ、著作権ニ閣スル仲介業務ニ閣スル法律規則第7条第4号に「著作物ヲ利用スル者ノ組織スル団体」に該当するものである。

上記の立場より本意見具申に及ぶ（なお、当連盟の概要については添付資料御参照）。

二、問題点

1. 使用用語の変更の根拠とその著作物使用料金額の不透明度の変更による影響

今回の変更要領によると、従来の「オーディオカラオケによる歌詞」と「ビデオカラオケによる歌詞」が一括して「カラオケ伴奏による歌詞」とその後これに替わって定められた「ビデオグラムによる歌詞」とその後これに替わって定められた「ビデオカラオケ以外の歌詞」とその後これらも明確でなく、これらは演奏権に加えて上映権も発生するオーディオカラオケ以外の歌詞形態の著作物使用料金額設定の根拠も明確でないものとの理由により変更されるのか、その著作物使用料金額の対象とされる支分権が演奏権のみか、演奏権が映像権などの上映権なのか、何ら明らかでなかった。

今回の変更要領において一括して称される「カラオケ伴奏による歌詞」への変更についても、「ビデオグラムによる歌詞」及び「ビデオカラオケによる歌詞」の場合は同様の問題を含む。その対象とされる支分権は何か、その対象とされる支分権は演奏権であるのか、上映権であるのか、演奏権に加えて上映権を含むのか、その対象とされる支分権は何か、演奏権に加え上映権を含むものであるならばどこのような劇合で両者の配分が考えられるのか、日本の「ビデオグラムの総合性」とどのような用語による歌詞によって保証されているのか、上映を伴わないカラオケ伴奏による歌詞についてなどはどのように考へているのか、それがビデオグラムの上記を伴う歌謡の著作物使用料金額と同額に設定されることは故意に正當視され得るのか、それを明瞭にすべきである。仮に演奏権が根拠となるのであれば、著作物使用料金額の事業上直上げであり、容認できるものではない。

カラオケ機器を設置し、事業を営む店舗業界の現況は、長期化する消費低迷やカラオケ離れの傾向に加え、業界全体の収益を圧迫し、却つて、微収難を通じ困難な状況にある。このような実情からすると、著作物使用料のなお一層の低額化、及び、広く安く微収が可能な価格帯での料金設定が強く望まれる。

2. 従量制の導入の検討

今回の変更要領においても、従来の規程と同様、著作物使用料は、著作物の使用頻度ないし使用曲数及び使用回数に応じて微収されるべきものであり、店舗の規模、使用場所の面積等の基準を適用するのであれば、使用者の間に不公平感が生ずることには否めない。

当連盟としては、著作物の使用頻度を更に検討すべきと考えるが、もしそれが困難であるならば、少なくとも、カラオケ機器1台当たりの使用料として設定すべきである。

3. カラオケ歌謡室における著作物使用料の変更要請

今回の変更要領では社交場と並んでカラオケ歌謡による音楽著作物の大好きな利用業態であるカラオケボックス（カラオケ歌謡室、以下「カラオケボックス」といいう）の著作物使用料見直しが置き去りにされている。カラオケボックスについては、著作物が定められた頃に比べて、現状は、売上げ並びにカラオケ機器の稼働率が著しく低迷しており、現行の著作物使用料では現状にそぐわない状態が生じている。また、そもそもカラオケボックスについての著作物使用料は社交場における客単価及びその収入額に応じた金額設定がそのまま運用された経緯があり、社交場1店舗と同水準の著作物使用料がカラオケボックスの1部屋当たりの料金として妥当か否かを見直す必要もあると考える。加えてカラオケボックスは社交場に比べて管理率の割合も高く、カラオケボックスの著作物使用料の料金自体を見直す時期に来ている。このような実情からすると、今回、社交場のみにつき変更を行い、カラオケボックスについては何ら手をつけないことは、バランスを欠くことは明らかである。

また、現行の著作物使用料規程ではカラオケボックスについて「オーディオカラオケによる歌詞」と「ビデオカラオケによる歌詞」が区別されており、仮に今回の変更要領が認可されれば、社交場及び宿泊施設のみ、「カラオケ伴奏による歌詞」なる用語に一括されることとなり、使用料規程の用語が統一性を失き、現場において用語不統一に起因した混乱が生ずることが予想される。

4. その他

今回の変更要領では「生活奏またはカラオケ伴奏による歌詞1曲1回使用時間5分までの使用料」と「カラオケ伴奏による歌詞」が別表1と「カラオケ伴奏による歌詞」とでは、その著作物使用の実質に差異が認められるものであって、両者を全く同列に置くことは妥当でない。何らかの形で、両者に軽重の差異を設けるべきである。

また「別表1.5」が新たに加えられているが、これまで存在しなかつたこのようないくつかの根拠にて設定されているのかについても不明確である。

5. 当連盟との協議の機会の設定

このように、本変更要領には、問題点が多く認められるとともに、他方、社団法人大日本音楽著作権協会は、カラオケ機器を設置する店舗会員を多数擁する当連盟との間で今回の著作物使用料規程変更に関して彼らの協議の機会も持っていない。

まず、認可に先立ち、本変更について、社団法人大日本音楽著作権協会に対し、主要な使用者団体である当連盟との事前協議を行い、しかるべき後に、再度、著作物使用料規程に関する変更認可申請を行うようご指導頂きたい。

以上の諸点につき、再度、御考慮頂きまますよう、意見具申致します。

当連盟では、著作権使用料の不公平感を是正するための活動を、今後も継続的に行って参ります。衷心よりお願い申し上げます。

以上

(2)

メンバーファイル

宮崎編

～わが店のカラオケと生涯学習～

カラオケスタジオ 次郎丸 オーナー 豊丸正次さん（宮崎県出身・48歳）

豊丸正次さんは、平成10年8月、ガン三期の告知を受け、医師から余命半年だと宣告された。8ヶ月の入院、12時間の手術と平成11年4月に退院するまでの抗ガン剤投与で奇跡的に一命は取り留めた。しかし、管理職として勤務していた会社への復帰は体力的に無理と判断、それで勤めていた会社を辞めざるを得なかつた。生活力もなく、家族とも別れ全てをなくしたものの、入院中たくさんのお友人に励まされたからこそ自分の今の命はあるのだと答え、「残りの人生は何か社会のためになることをしたい。病気の人を励ましたい。それが自分に与えられた使命」と考えるようになっていた。

そんな時、友人から「スナックをやれば」との誘いにカラオケが浮かび、直感的にコレだ！と閃いた。「自分自身、歌に励ますされ力づけられてきたし、歌うことが健康維持に役立つことは身をもつて体験した。これから高齢化社会、

カラオケ
楽しい放題★飲み放題
2,000円!
平日・祝日・休日・ランチ
12:30~17:00
毎日19:30 開店
カラオケ専門店
次郎丸
0986622-9339

お年寄りも気軽に歌える場を提供するこどが社会貢献にもつながるのでは、と考えたわけです」。

カラオケスタジオ「次郎丸」を平成11年6月にオープン。元気な高齢者が来店しやすいように、夜だけでなく予約でも昼も12時30分～17時迄営業。弁当等「持ち込み自由」とし、低料金で歌い放題とした。また、店で使用的水にもこだわり、自分で体験済みの身体を元気にする純水「逆浸透水」を使用し大変喜ばれている。高齢者が入りやすい店を中心掛けた結果、70歳以上のお客様が多数来店し、当初の目的はひとまず達成。

さらに「カラオケは生涯学習」の啓蒙と、カラオケを通した更なる社会貢献を目的に、舞蹈をする友人等と歌仲間6名で、平成11年10月から月2回、ボランティアで近郊の老人ホーム慰問を始めた。慰問でお年寄りと接する機会が増える度に、実際に気軽に歌える場が少ないとこを知り、もっと高齢者がカラオケに参加する機会を増やしてあげたいと思うようになった。

今年は6月2日に、誰でも参加できるカラオケ発表会を、都城市民会館で開催する。チケット売上的一部分をチャリティ



一に充て、都城市社会福祉協議会に寄付する予定。さらに8月6日には昨年に引き続き、都城市的祭イベントに参加し、路上にカラオケの舞台を設置し、たくさんの方に歌って頂く予定。

現在、店舗の看板にカラオケ使用者連盟会員の文字と、都城市的シンボルマークを入れ、「カラオケは生涯学習」、「カラオケ文化による地域の活性化」と提唱する豊丸さん。カラオケスタジオ「次郎丸」を通した社会貢献活動の輪が広がっている。

また、もう二度と会えないと思えば、どんなお客様の話でも、それなりに味が出てくるものだ。そのために、相手にどうても興味をひく話題、会話を提供できればさらに広がりを持てる。

結局、意思の疎通は言葉で行うから、ボキャブラリー（語彙）を増やすことが重要なのだ。そのためには、テレビより本や雑誌など活字に親しむことが大切である。

普通、生活をしていく中で一日に使う言葉は1000語足らずだと言われるが、語彙を豊富に持つことで、様々な表現ができるようになる。つまり、相手に伝えたいことを、何通りにでも表現できるわけだ。そのようにできれば、お客様に合わせた、興味ある話題を幾通りも提供できるのではないか。

(3)

話の達人のなる法

経営コンサルタント 剣持 亘

飲食店経営者のための
顧客獲得講座

Vol.2

人生の中では、たくさんの人と出会う機会がある。その中には、たった一度きりしか会う機会がないという人もいるだろう。「一期一会」という言葉があるようにもう二度と会うことはできないと思った時、その人のことをもつと知りたいという興味が出てくる。

子供でも、自分の興味のあることなら真剣に取り組むが、それ以外のことにはそっぽを向く。それと同じで、興味さえ持てれば人の話を上手に聞くことができるようになるのだ。

Topics

JASRACとの交渉経過

当連盟では、著作権使用者に係わる不公平感是正を目的に、社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）と継続的に交渉しています。第4回会合を昨年12月2日、第5回を本年2月29日に行いました。出席者は、JASRA C側が業務本部・加藤副本部長をはじめ同演奏部・三津木部長らご担当者、

当連盟からは毛塚理事長のほか、岩切（東京都）、浅尾（埼玉県）、平石（神奈川県）の3会長が折衝担当として協議に当たっています。

JASRACの著作物使用料規程取扱細則に基づき、他團体において、体ではない著作物使用料割引について、文化推進事業および全国組織の要件とC側が業務本部・加藤副本部長をはじめ同演奏部・三津木部長らご担当者、

して会員数・都道府県別の組織化は既に完遂している旨報告し、早期適用を要求しました。

JASRACとは、今後も継続して本件についての交渉を続けて参りたく考えております。会員各位におかれましても、同業他店に対する著作権法の啓蒙・普及活動へのご協力賜りますようお願い申し上げます。

あなたの街の生涯学習

カラオケ使用者連盟のテーマ「カラオケは生涯学習」に、日頃より深いご理解とご協力を頂きました誠にありがとうございます。生涯学習をより身

- 北海道教育厅生涯学習部社会教育課
...011-231-4111 (内線35-567)
青森県教育委員会生涯学習課.....0177-34-9890
秋田県教育厅生涯学習振興課.....018-860-3185
岩手県立生涯学習推進センター
生涯学習電話相談「マナビーコール」.....0198-27-4563
宮城県教育委員会生涯学習課.....022-211-3654
山形県教育厅生涯学習センター.....023-625-6411
福島県教育厅生涯学習課.....024-521-7784
新潟県教育委員会生涯学習推進課.....025-285-5511 (内線3895)
新潟県立生涯学習推進センター.....025-284-6110
<http://www.lanet.gr.jp>
長野県教育委員会生涯学習課.....026-235-7438
長野県生涯学習推進センター.....0263-53-8822
群馬県教育委員会生涯学習課.....027-223-1111 (内線4-131~4)
群馬県生涯学習センター.....027-224-5700
栃木県教育委員会事務局生涯学習課.....028-623-3408
(栃木県総合教育センター内)028-665-7207
茨城県教育厅生涯学習部社会教育課.....029-301-5322
茨城県水戸生涯学習センター.....029-228-1313
東京都教育厅社会教育課.....0-3-5321-1111 (内線54-441)
神奈川県教育厅生涯学習課.....045-201-1111 (内線73-8~20)
神奈川県生涯学習情報センター.....045-312-7321
<http://www.planet.pref.kanagawa.jp>
千葉県教育厅生涯学習部社会教育課.....043-223-4070
埼玉県教育委員会生涯学習推進センター.....048-830-6917
山梨県生涯学習部社会教育課.....055-223-1853
静岡県教育委員会社会教育課.....054-221-3163
愛知県教育委員会生涯学習課.....052-961-2-111 (内線3947)
岐阜県教育委員会生涯学習課.....058-272-1111 (内線3578)
<http://www.pref.gifu.jp/s17768/hasshin/index.htm>
三重県教育委員会生涯学習課.....059-233-1151
三重県生涯学習センター.....076-223-9405
<http://www.center-mie.or.jp/manabu.htm>
富山県教育委員会生涯学習室.....0764-44-3435
富山県生涯学習カレッジ.....0764-41-8635 (内線231)
石川県教育委員会事務局生涯学習課.....076-223-9405

カラオケ使用者連盟一入会のご案内 ●

平素は「カラオケ使用者連盟」の活動に深いご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。ご承知の通り当連盟は「生涯学習の場としてのカラオケ施設利用促進」「カラオケを通じた文化振興活動の推進」「カラオケ使用者を取り巻く諸問題の解決」などをテーマに、カラオケ設置店による全国組織として活動致しております。
会員各位のお知り合いに当連盟の趣旨にご賛同いただける方がいらっしゃいましたら、是非当連盟へのご入会をおすすめいただければ幸いです。ご入会に関する右記までご連絡下さい。

TEL 03-3495-5695
FAX 03-3495-5694

〒141-0021 東京都品川区上大崎2-24-11
目黒西口マンション2号館503